

2012年1月16日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2011.12

資本市場調査部制度調査課
是枝 俊悟

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2011年12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 12月は、政府が「平成24年度税制改正大綱」を閣議決定したこと（10日）、法務省が「会社法制の見直しに関する中間試案」を公表したこと（14日）、政府および民主党内で「社会保障・税一体改革素案」を検討していたこと（正式決定は2012年1月6日）などが話題となった。
- 資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○12月のLegal and Tax Report 一覧	2
○12月の法律・制度に関する主な出来事	4
○今月のトピック	
2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編	5
○レポート要約集	8
○12月の新聞・雑誌・記事等	14
○12月のTV出演・試算提供等	14
○12月の大和総研ウェブサイトコラム	14

◇12月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
2日	会社法改正に向けた議論の状況 ～社外取締役、多重代表訴訟、第三者割当など～	横山 淳	会社法	P. 12
6日	IASB、今後3年間のテーマを検討 ～将来の作業計画に関して、利害関係者から意見を求める～	鳥毛 拓馬	会計	P. 8
7日	2011年度税制改正第2弾の解説 ～復興財源のため所得税などが増税、 法人税のネット減税は2015年度から～	是枝 俊悟	税制	P. 10
8日	欧州 CRA、「ソブリン格付の禁止」は見送りへ ～EU格付機関規制の改訂法案： EU格付機関の設立は断念も、大幅な規制強化へ～	鈴木 利光	金融制度	P. 18
12日	会社法制見直し中間試案 ～社外取締役、多重代表訴訟、第三者割当など～	横山 淳	会社法	P. 13
14日	法人税減税など税制改正積み残し法案の成立 ～復興特別法人税が課される2014年度まで、 法人税収への影響はほぼ中立～	鳥毛 拓馬	税制	P. 7
15日	法律・制度 Monthly Review 2011.11 ～法律・制度の新しい動き～	鳥毛 拓馬	その他法律	P. 11
16日	2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編 ～2015年における2011年比の税・社会保障制度改革による 家計への影響を分析～	是枝 俊悟	税制	P. 12
19日	EBA、欧州銀行のデレバレッジ防止は困難か ～欧州銀行資本増強プログラム正式版： 2012年6月末までにCT1比率9%以上へ～	鈴木 利光	金融制度	P. 9
	上場廃止の時価総額基準の緩和措置の再々延長	横山 淳	金融商品 取引法	P. 4
20日	2012年度税制改正大綱（家計関連税制）解説編 ～所得税、車体課税、環境税の改正のほか 社会保障改革も含め横断的に解説～	是枝 俊悟	税制	P. 22
	ボルカー・ルールの細則案（ファンド投資等の規制編）	横山 淳	金融制度	P. 17
21日	FSBのシャドーバンキング規制強化に関する報告書 ～監視・規制のアプローチ案を示すとともに、 資産規模などの調査結果も公表～	金本 悠希	金融制度	P. 9
	2012年度税制改正大綱（金融庁要望項目） ～公社債に対する課税方式の変更、 損益通算範囲の拡大は2013年度改正で検討～	鳥毛 拓馬	税制	P. 7

28 日	2012 年度税制改正大綱（資産課税・住宅税制） ～固定資産税、相続税、贈与税、住宅関連税制について解説～	是枝 俊悟	税制	P. 12
29 日	2012 年度税制改正大綱（国際課税） ～国外財産調書制度の創設、過大支払利子税制の導入～	鳥毛 拓馬	税制	P. 8

◇12月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇公募増資に関連する空売り規制についての金商法施行令等が施行。
2日	◇2011年度第2次税制改正法（国税・地方税の2法）および東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案（国税・地方税の2法）の計4法および関連政省令が公布、一部施行。 ◇財務省、「個人向け復興国債」の発行条件等を発表、12月発行分から「個人向け国債」は全額「個人向け復興国債」となる。 ◇国税庁、更正の請求の期限を過ぎた課税期間についても、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出をすれば、調査の上認められれば減額更正を行うことになる旨をHPで発表。
6日	◇財務省、「個人向け復興応援国債」の概要を発表。
7日	◇東日本大震災の震災特例法（被災者等に対する税の減免措置、国税第2弾、地方税第3弾）が参議院にて可決・成立（公布は14日）。 ◇自民党、「平成24年度税制改正についての基本的な考え方」を発表。
10日	◇政府税制調査会、「平成24年度税制改正大綱」を決定し発表（同日、閣議決定）。
13日	◇東証、上場廃止の時価総額基準の緩和について期限を、2011年末から2012年末へ1年延長。
14日	◇東日本大震災の震災特例法（被災者等に対する税の減免措置、国税第2弾、地方税第3弾）および関連政省令が公布、一部施行。 ◇国税庁、「東日本大震災により被害を受けた場合等の税金の取扱いについて」をHP上に発表。 ◇法務省、「会社法制の見直しに関する中間試案」を公表（2012年1月31日までパブコメ募集）。
16日	◇自民党、「平成24年度予算に関するわが党の基本的考え方」を発表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第9号「金融商品」を修正、強制発効が2013年1月1日から2015年1月1日に延期。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、「金融資産と金融負債の相殺」（IAS第32号の修正）を公表し、相殺の要件を明確化。
19日	◇バーゼル委員会、市中協議文書「自己資本開示要件の定義」を公表。
20日	◇2011年度第4次補正予算案が閣議決定。 ◇政府・与党、2012年度以後の「子どものための手当」について、所得制限世帯に月5,000円の給付を行う案で合意。
22日	◇政府税制調査会、「平成24年度税制改正大綱」を修正し発表（沖縄関連税制に関する追加修正、閣議決定は24日）。 ◇政府・与党、2012年度予算案における基礎年金国庫負担分の一般財源不足額は「年金交付国債」により調達することで合意。 ◇ASBJ、実務対応報告公開草案第37号「改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い(案)」を発表（2012年1月11日までパブコメ募集）。
24日	◇2012年度政府予算案が閣議決定。 ◇財務省・総務省、2012年度税制改正案の増減収見込み額および2012年度の税収見込み額を発表。
26日	◇金融庁、「『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論の取りまとめ」を発表。
28日	◇東証、「業績予想開示に関する実務上の見直し方針について」を発表。
29日	◇民主党、「社会保障・税一体改革素案」について民主党案を決定。
30日	◇政府税制調査会、「社会保障・税一体改革素案(案)」を発表（政府・与党社会保障改革本部による正式決定、閣議報告は2012年1月6日）。

◇今月のトピック 2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編
 ～2015年における2011年比の税・社会保障制度改正による家計への影響を分析～
 2011年12月16日 是枝俊悟

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 5-1 試算結果（40歳以上片働き4人世帯）

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000	1,500	2,000
2011年の実質可処分所得	281.52	434.22	641.77	767.83	1,082.49	1,360.77
2015年の実質可処分所得	257.44	402.78	600.53	696.99	997.55	1,251.32
2011年比(差額)	-24.08	-31.44	-41.24	-70.84	-84.94	-109.45
2011年比(%)	-8.55%	-7.24%	-6.43%	-9.23%	-7.85%	-8.04%

実質可処分所得変動の要因分析

A 所得税付加税	-0.07	-0.20	-0.78	-1.41	-3.64	-6.89
B 住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
C 所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-10.75
D 車体課税の引下げ	0.64	0.64	0.57	0.57	0.42	0.42
E 地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08
2012年度税制改正と復興増税による影響(A～E)	0.39	0.26	-0.39	-1.02	-3.40	-17.40
F 消費税率引上げによる負担	-10.70	-16.76	-25.00	-29.02	-41.55	-52.12
G 厚生年金の保険料増加	-2.10	-3.50	-5.60	-7.00	-7.31	-7.31
H 子ども手当の減少(所得制限)	-5.40	-5.40	-5.40	-29.40	-29.40	-29.40
I 住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
J その他(注1)	0.33	0.56	1.75	2.20	3.32	3.38
その他の負担(G～J)	-13.77	-14.94	-15.85	-40.80	-39.99	-39.93

(注1) 主に、厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 5-2 試算結果（40歳以上共働き4人世帯）

税引き前世帯年収	800	1,000	1,500	2,000
(夫婦のうち一方の税引き前年収)	480	600	900	1,200
(他方の税引き前年収)	320	400	600	800
2011年の実質可処分所得	668.45	816.92	1,157.68	1,481.49
2015年の実質可処分所得	625.78	767.02	1,091.08	1,376.39
2011年比(差額)	-42.67	-49.90	-66.60	-105.10
2011年比(%)	-6.38%	-6.11%	-5.75%	-7.09%

実質可処分所得変動の要因分析

A 所得税付加税	-0.37	-0.58	-1.67	-3.28
B 住民税均等割増税	-0.20	-0.20	-0.20	-0.20
C 所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
D 車体課税の引下げ	0.57	0.57	0.42	0.42
E 地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08
2012年度税制改正と復興増税による影響(A～E)	-0.08	-0.29	-1.53	-3.14
F 消費税率引上げによる負担	-26.05	-31.94	-45.45	-57.34
G 厚生年金の保険料増加	-5.60	-7.00	-10.50	-12.91
H 子ども手当の減少(所得制限)	-5.40	-5.40	-5.40	-29.40
I 住民税の年少扶養控除廃止	-6.60	-6.60	-6.60	-6.60
J その他(注1)	1.06	1.33	2.88	4.29
その他の負担(G～J)	-16.54	-17.67	-19.62	-44.62

(注1) 主に、厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 5-3 試算結果 (40 歳未満単身世帯)

税引き前世帯年収	300	500	800	1,000
2011年の実質可処分所得	241.63	393.33	597.74	724.86
2015年の実質可処分所得	230.00	374.52	569.05	689.56
2011年比(差額)	-11.63	-18.81	-28.69	-35.30
2011年比(%)	-4.81%	-4.78%	-4.80%	-4.87%

実質可処分所得変動の要因分析

A	所得税付加税	-0.12	-0.29	-0.99	-1.62
B	住民税均等割増税	-0.10	-0.10	-0.10	-0.10
C	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00	0.00	0.00
D	車体課税の引下げ	0.00	0.00	0.00	0.00
E	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08	-0.08	-0.08
	2012年度税制改正と復興増税による影響(A~E)	-0.30	-0.47	-1.17	-1.80
F	消費税率引上げによる負担	-9.59	-15.61	-23.71	-28.74
G	厚生年金の保険料増加	-2.10	-3.50	-5.60	-7.00
H	子ども手当の減少(所得制限)	0.00	0.00	0.00	0.00
I	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00	0.00	0.00
J	その他(注1)	0.36	0.77	1.79	2.24
	その他の負担(G~J)	-1.74	-2.73	-3.81	-4.76

(注1) 主に、厚生年金保険料が上がることによる所得控除増加による所得税・住民税の減少である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 5-4 試算結果 (75 歳以上夫婦世帯)

2011年の税引き前世帯年収	240	360
(うち夫)	180	288
(うち妻)	60	72
2011年の実質可処分所得	227.50	323.67
2015年の実質可処分所得	211.20	300.92
2011年比(差額)	-16.30	-22.75
2011年比(%)	-7.16%	-7.03%

実質可処分所得変動の要因分析

★	物価スライド特例水準の解消(年金減額)	-6.00	-9.00
A	所得税付加税	0.00	-0.05
B	住民税均等割増税	0.00	-0.10
C	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
D	車体課税の引下げ	0.00	0.00
E	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08
	2012年度税制改正と復興増税による影響(A~E)	-0.08	-0.23
F	消費税率引上げによる負担	-10.30	-15.04
G	厚生年金の保険料増加	0.00	0.00
H	子ども手当の減少(所得制限)	0.00	0.00
I	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
J	その他(注1)	0.08	1.52
	その他の負担(G~J)	0.08	1.52

(注1) 年金減額に伴い、税・社会保険料が減る影響である。

(注2) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

図表 5-5 試算結果 (75 歳以上単身女性世帯)

2011年の税引き前世帯年収	180	240
(うち遺族厚生年金[非課税])	120	168
(うち老齢基礎年金[課税])	60	72
2011年の実質可処分所得	177.54	237.54
2015年の実質可処分所得	164.60	219.80
2011年比(差額)	-12.94	-17.74
2011年比(%)	-7.29%	-7.47%

実質可処分所得変動の要因分析

★	物価スライド特例水準の解消(年金減額)	-4.50	-6.00
A	所得税付加税	0.00	0.00
B	住民税均等割増税	0.00	0.00
C	所得税・住民税の給与所得控除の縮減	0.00	0.00
D	車体課税の引下げ	0.00	0.00
E	地球温暖化対策のための税	-0.08	-0.08
	2012年度税制改正と復興増税による影響(A~E)	-0.08	-0.08
F	消費税率引上げによる負担	-8.36	-11.66
G	厚生年金の保険料増加	0.00	0.00
H	子ども手当の減少(所得制限)	0.00	0.00
I	住民税の年少扶養控除廃止	0.00	0.00
J	その他	0.00	0.00
	その他の負担(G~J)	0.00	0.00

(注) 単位: 万円、表示単位未満四捨五入、試算の前提については本文参照。

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課試算

◇レポート要約集

【2日】

会社法改正に向けた議論の状況

～社外取締役、多重代表訴訟、第三者割当など～

2011年11月、法務省の法制審議会会社法制部会は、会社法改正に向けた「会社法制の見直しに関する中間試案（第1次案）」を公表した。これを踏まえて、12月には「中間試案」がとりまとめられるものと考えられる。

今回、見直しが検討されているのは「企業統治の在り方」と「親子会社に関する規律」についてである。具体的には「企業統治の在り方」としては「社外取締役の選任の義務付け」などが、「親子会社に関する規律」としては「多重代表訴訟」などが取り上げられている。

そのほかにも公開買付け規制に違反した買付者に対して、他の株主がその議決権行使の差止めを請求できる制度の創設、支配株主の異動を伴う第三者割当について株主総会決議を要求することなども検討されている。

【6日】

IASB、今後3年間のテーマを検討

～将来の作業計画に関して、利害関係者から意見を求める～

国際会計基準審議会（以下、IASB）は、2011年7月26日に「アジェンダ協議2011」（Agenda Consultation 2011）を公表した。

これは、IASBの作業計画の戦略的方向性と全体的なバランスとともに、今後3年間にわたっての個々のプロジェクトの優先順位に関して、財務報告に関心のあるすべての人からの意見を集めるために、公表されたものである。

IASBが、このアジェンダ協議で受け取る意見は、資源を配分する際や、どのプロジェクトを優先すべきか及びそれらのプロジェクトをどのような形で今後3年間にわたるアジェンダに加えるべきかを議論する際の、IASBの考えの方向付け及び形成に役立つとしている。

IASBは、アジェンダ協議に関する一般からのコメントを2011年11月30日まで募集していた。2012年第1四半期以降にコメントの要約を公表し、議論を開始することとなっている。2012年第2四半期には、フィードバック・ステートメントを公表し、審議の結果をアジェンダ設定プロセスに反映させることとなっている。

【7日】

2011年度税制改正第2弾の解説

～復興財源のため所得税などが増税、法人税のネット減税は2015年度から～

2011年11月30日に、税制改正関連4法が参議院にて可決・成立し、12月2日公布された。税制改正関連4法には、東日本大震災の復興等の費用を賄うための臨時増税および、2011年度税制改正の未決着事項の一部の扱いが定められた。

復興のための臨時増税の期間は最長25年間とされた。所得税の付加税は税率を2.1%とし、2013年から2037年までの25年間課すものとされた。一方、政府提出法案に含まれていたたばこ税の増税は与野党協議により削除された。

2011年度税制改正の取り扱いとしては、法人税の実効税率の引下げ等と、住民税の退職所得10%税額控除の廃止、納税環境整備の一部（更正の請求期間の延長、税務調査手続の明確化など）を実施することとした。残りの項目（具体的には、所得税の所得控除等の見直し、相続税の課税強化、石油石炭税の引上げ、納税者権利憲章の創設など）は、保留とされている。

復興財源に充てられる税収は年約 1.2 兆円（平年度）だが、実際に国または地方に増収となる金額（現行税制比または、2011 年度当初予算比）は年 0.4～0.5 兆円程度である。このため、一般財源は年 0.7～0.8 兆円程度減少する。

政府・与党の方針では、税外収入や予算削減でも復興財源を捻出するものとしているが、復興財源の一部は一般財源に食い込んでおり、2012 年度の予算編成は非常に厳しいものになると予想される。

【8 日】

欧州 CRA、「ソブリン格付の禁止」は見送りへ

～EU 格付機関規制の改訂法案：EU 格付機関の設立は断念も、大幅な規制強化へ～

2011 年 11 月 15 日、欧州連合（EU）の行政執行機関である欧州委員会は、2010 年 12 月より施行されている格付機関規制法（CRA レギュレーション）の見直しに関する法案（CRA レギュレーション改訂ドラフト）を公表している。

現行の CRA レギュレーションは、CRA の登録、行為規制（利益相反の防止、格付けの透明性に関するアニュアル・レポートの開示等）、そして監督に焦点を当てている。

もっとも、欧州委員会の指摘によると、CRA レギュレーションは、金融危機や昨今のユーロ圏におけるソブリン債のデフォルト危機（ユーロ危機）に際して懸念が示されてきた問題、すなわち格付け（外部格付）への過度の依存、ソブリン債の格付プロセスの不透明性、格付市場の寡占状況、CRA の民事責任の不十分性、そして CRA の報酬体系（“issuer-pays”モデル）に内在する利益相反への手当てが十分にはなされていない。CRA レギュレーション改訂ドラフトは、これらの問題への解決策を提案するものである。

CRA レギュレーション改訂ドラフトの目的は、①外部格付への依存の抑制（“cliff effect”の緩和）、②ソブリン債の格下げがもたらす伝播（contagion）リスクの緩和、③格付市場の寡占状況の改善、④投資家の損失補償対応の強化、⑤CRA の独立性、格付手法および格付プロセスにおける堅実性の強化、の 5 つである。

具体的には、ストラクチャード・ファイナンス商品の依頼格付に 2 つ以上の CRA による格付けを要求すること（①）、ソブリン格付の公表のタイミングを取引所のクローズ後に限定すること（②）、格付スケールの統一（③）、CRA の民事責任の強化（④）、「ローテーション・ルール」の導入（⑤）等が提案されている。

2010 年 11 月のコンサルテーション文書で検討されていた、EU レベルの独立の CRA を新設するというオプションは、コストの問題や（EU 加盟国を格付けする際の）利益相反のおそれから、断念している。

そして、バイルアウトの必要が生じているような「例外的な状況」においてはソブリン債の格付発行を制限または禁止するという、「ソブリン格付のサスペンション」も、直前で提案が見送られている。もっとも、数名の欧州議員がこのオプションの復活を企図していると報じられており、今後の欧州議会における審議が注目される。

【12 日】

会社法制見直し中間試案

～社外取締役、多重代表訴訟、第三者割当など～

2011 年 12 月 7 日、法務省の法制審議会会社法制部会は、会社法改正に向けた「会社法制の見直しに関する中間試案」をとりまとめた。

今回、見直しが検討されているのは「企業統治の在り方」と「親子会社に関する規律」についてである。具体的には「企業統治の在り方」としては「社外取締役の選任の義務付け」などが、「親子会社に関する規律」としては「多重代表訴訟」などが取り上げられている。

そのほかにも公開買付け規制に違反した買付者に対して、他の株主がその議決権行使の差止めを請求できる制度の創設、支配株主の異動を伴う第三者割当について株主総会決議を要求することなども検討されている。

【14日】

法人税減税など税制改正積み残し法案の成立

～復興特別法人税が課される2014年度まで、法人税収への影響はほぼ中立～

2011年11月30日、積み残しとなっていた2011年度税制改正法案（国税・地方税の2法案）と、東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案（国税・地方税の2法案）が参議院で可決・成立し、12月2日に公布された。併せて政省令も公布された。

法人税については、法人税率が30%から25.5%へ4.5%引き下げられ、国税と地方税を合わせた法定実効税率が約5%引き下げられた。また、減価償却制度の見直しや大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等が行われるなど、法人税減税による税収減に伴う財源を確保するための改正も行われた（課税ベースの拡大）。

一方、東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法により法人税額に対して10%の付加税（復興特別法人税）が2012年4月1日以後開始事業年度から3年間課されることになった。もともと、法人税率の引き下げと課税ベースの拡大が行われることにより、結果として、復興特別法人税が課される3年間については、改正前と比較して法人税収への影響はほぼ中立となっている。

【15日】

法律・制度 Monthly Review 2011.11

～法律・制度の新しい動き～

2011年11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11月は、金融安定理事会が、仏・カンヌで開催されたG20首脳会議にあわせて「特に信用に焦点をあてた金融消費者保護」「シャドバンキング：規制と監視の強化」「国際的な協力及び情報交換についての規制・監督基準の遵守状況」「金融安定強化に向けたG20提言実施の進捗状況」と題する報告書を公表したこと（4日）、積み残しとなっていた平成23年度税制改正法案（国税・地方税の2法案）及び東日本大震災の復興財源確保に係る特別措置法案（国税・地方税の2法案）が可決、成立したこと（30日）、などが話題となった。

資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

【16日】

2012年度税制改正大綱（家計関連税制）試算編

～2015年における2011年比の税・社会保障制度改正による家計への影響を分析～

本レポートでは、2012年度税制改正大綱に記載された改正内容、既に法定された復興増税等、および消費税率引上げを含む社会保障と税の一体改革などの税・社会保障の改正内容について、消費税率引上げが想定される2015年と2011年現在を比較して、家計収支にどのような影響を与えるのか総合的な試算を行う。

世帯類型の設定としては、「40歳以上片働き4人世帯」、「40歳以上共働き4人世帯」、「40歳未満単身世帯」、「75歳以上夫婦世帯」、「75歳以上単身女性世帯」の5類型を想定した。

今回分析を行ったいずれの世帯においても、2011年と比べると2015年の実質可処分所得は4.78%以上減少しており、その最大の要因は消費税率の引上げである。次に実質可処分所得を減少させる要因としては、現役世帯では、子ども手当の減少（所得制限）、厚生年金保険料の増加、住民税の年少扶養控除廃止などが挙げられる。高齢世帯では、物価スライド特例水準の減少（年金減額）である。

世帯年収 1,000 万円～1,500 万円の世帯で見ると、新児童手当の所得制限（給付しないこと）は、同じ世帯年収・世帯人数で比較した片働き世帯と共働き世帯の可処分所得の格差を拡大させる（片働きをより不利にする）。また、同じ世帯年収で比較した、片働き 4 人世帯と単身世帯の間の可処分所得の差を少なくする（ある程度差がある方が妥当である）。これらは、税の公平性の観点から、望ましくないものと言える。

【19 日】

EBA、欧州銀行のデレバレッジ防止は困難か

～欧州銀行資本増強プログラム正式版：2012 年 6 月末までに CT1 比率 9%以上へ～

2011 年 12 月 8 日、欧州銀行監督機構（EBA）は、2011 年 10 月 26 日の EU 首脳会議の決定に基づく欧州銀行の資本増強（欧州銀行資本増強プログラム）に関する正式なレコメンデーション（EBA レコメンデーション）を公表している。

欧州銀行資本増強プログラムは、昨今のユーロ危機にかんがみ、EU 域内の主要銀行に対し、2012 年 6 月末までに、自己資本比率を「一時的に」、ソブリン債のエクスポージャーを 2011 年 9 月末時点の時価評価に基づいて織り込んだ上で、普通株等 Tier1（CT1）比率 9%まで引き上げることを要求するものである。

これは、CT1 比率を 9%に引き上げると同時に、ソブリン債の保有がもたらしうる潜在的な損失を吸収するための資本バッファ（ソブリン資本バッファ）を上乗せすることを要求するものである。そのため、資本不足額は、CT1 比率 9%を達成するための CT1 不足額とソブリン資本バッファの合計である（2011 年 9 月末時点の統計に基づき算出）。

EBA レコメンデーションは、EU ストレステストではない。そのため、ここで銀行が提供する数値には、ストレスシナリオが適用されていない。

資本不足額は、全体で約 1,147 億ユーロであった（2011 年 10 月 26 日に公表された暫定資本不足額は全体で約 1,064 億ユーロとされていた）。

銀行は、資本不足額の解消方法として、「増資」とは呼べない）リスク・アセットの圧縮も認められる。もっとも、過剰なデレバレッジや信用収縮を防止すべく、銀行は、その方法につき、2012 年 1 月 20 日までにアクション・プランとして提出し、規制管轄当局の承認（EBA との協議を要する）を得なければならない。

このように、EBA はデレバレッジや信用収縮に慎重な姿勢を見せているが、2011 年 10 月 26 日の暫定資本不足額公表以後、純粋な増資を宣言した銀行は一行のみであり、その他の銀行はリスク・アセットの圧縮による資本不足額の解消を模索しているという。とりわけ、暫定資本不足額に比して資本不足額が大幅に増加したドイツの銀行にとっては、新規の株式発行は困難なオプションとなるであろう。

こういった状況から、アクション・プランの内容は、リスク・アセットの圧縮にカテゴライズされる方法が多数を占めることが予想される。

上場廃止の時価総額基準の緩和措置の再々延長

東証は、上場廃止等の時価総額基準・流通株式時価総額基準を概ね本来の基準の 6 割程度の水準とする緩和措置を 2009 年 1 月から適用している。

2011 年 12 月 13 日、東証はこの緩和措置の期限を本年（2011 年）12 月末から 2012 年 12 月末に 1 年延長すると発表した。

【20日】

2012年度税制改正大綱（家計関連税制）解説編

～所得税、車体課税、環境税の改正のほか社会保障改革も含め横断的に解説～

2011年12月10日に、2012年度税制改正大綱（以下、大綱）が政府税制調査会にて決定された。

家計に関連する改正項目としては、給与所得控除の上限設定、特定支出控除の範囲拡大、短期勤務役員の退職所得の課税強化、車体課税の軽減、地球温暖化対策のための税の創設などが盛り込まれている。

本稿では、これらの大綱に記載された改正の他、既に法改正により決定された復興増税、子ども手当の見直しなど、家計収支に影響を与える税・社会保障の制度改正について横断的に解説し、影響を分析する。

なお、これらの改正の影響を総合したモデル世帯の可処分所得への影響試算については「試算編」（2011年12月16日発表）のレポートを参照。

ボルカー・ルールの細則案（ファンド投資等の規制編）

2011年10月11日、米国の金融規制当局（OCC、FRB、FDIC、SEC）は、共同でドッド・フランク法のボルカー・ルールに関する細目を定める新規則案を公表した。

ボルカー・ルールの下では、銀行等は、原則、ヘッジ・ファンド投資等を行うことが禁止されている。新規則案は、一定の要件の下でプライム・ブローカレッジ取引などについて、例外的に許容することとしている。

また、外国会社（例えば、日本の銀行など）による専ら米国外での活動についても、原則、ヘッジ・ファンド投資等禁止規制の対象とはならない。ただし、米国の銀行等の支配下でない、投資等の活動は専ら米国外でのみ行っている、そのファンド持分等が米国居住者に対して募集・販売されていない、そのファンド持分等の募集・販売に関与している子会社・従業員が米国内に存在しない（米国内で組成されていない）などの要件を満たす必要がある。

そのほか、ボルカー・ルール遵守等のため、当局への報告、記録作成などの義務も課されている。

【21日】

FSBのシャドーバンキング規制強化に関する報告書

～監視・規制のアプローチ案を示すとともに、資産規模などの調査結果も公表～

2011年10月27日、金融安定理事会（FSB）が「シャドーバンキング：監視と規制の強化」という報告書を公表した。本報告書は、2010年11月に開催されたG20ソウル・サミットにおけるシャドーバンキングに対する規制及び監督の強化の提言を受けて作成されたものである。

本報告書は、各国当局がシャドーバンキングのモニタリング及び規制を行うに当たってのアプローチ案を示すものであり、具体的な規制を課すものではない。規制のアプローチ案としては、①銀行のシャドーバンキングへの関与、②MMF、③MMF以外のシャドーバンキング主体、④証券化商品、⑤証券貸付・レポ取引、についての提言を行っている（ただし、さらなる作業を予定しており、具体的提言は2012年中に行われる予定）。

また、本報告書は、各国の資金循環統計を利用して、シャドーバンキングの規模・傾向についても調査を行っている。その結果、シャドーバンキング・システムの資産は、金融危機前に急拡大し、金融危機を経て若干減少したものの、その後回復していることが判明した（2002年：27兆ドル→2007年：60兆ドル→2008年：56兆ドル→2010年：60兆ドル）。

今後注目されるポイントは、FSBが2012年9月までに策定する可能性がある規制勧告において、ヘッジファンドに対してどのような規制アプローチが示されるかである。本報告書では、ヘッジファンドに対する規制は明示的に提言されておらず、現段階ではFSB内部でコンセンサスが得られていない模様である。

2012 年度税制改正大綱（金融庁要望項目）

～公社債に対する課税方式の変更、損益通算範囲の拡大は 2013 年度改正で検討～

2011 年 12 月 10 日、政府は、2012 年度税制改正大綱（以下、大綱）を閣議決定した。大綱には、金融庁が求めていた改正項目のうち、東日本大震災からの復興支援措置となる「地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置」及び「海外投資家に対する日本版レバニユー債の非課税債券化等」が盛り込まれた。

2014 年から導入されることになっているいわゆる日本版 ISA の利便性向上・事務手続の簡素化に向けた措置も一部盛り込まれた。

もっとも、金融庁が要望していた公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大など金融所得課税の一体化に向けた改正は、2013 年度税制改正において検討されることになった。

本稿では、大綱のうち金融庁が要望した税制改正の結果について概説する。

【28 日】

2012 年度税制改正大綱（資産課税・住宅税制）

～固定資産税、相続税、贈与税、住宅関連税制について解説～

2011 年 12 月 10 日に、2012 年度税制改正大綱が閣議決定された。

2012 年度税制改正大綱には、資産課税・住宅税制に関連する改正項目としては、固定資産税・都市計画法の住宅用地の据置特例の廃止、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税枠の延長・拡充、住宅取得等資金の相続時精算課税の延長などが盛り込まれた。

なお、2011 年度税制改正大綱に盛り込まれていた相続税の課税強化と贈与税の軽減などの大規模な改正については、政府が改正法案を国会提出したが野党に反対され、成立していない。これらの内容は、2012 年度税制改正大綱には盛り込まれず、税制抜本改革における実現を目指すこととなった。

【29 日】

2012 年度税制改正大綱（国際課税）

～国外財産調書制度の創設、過大支払利子税制の導入～

2011 年 12 月 10 日、政府は、2012 年度税制改正大綱を閣議決定した。大綱には、国際課税に関する主な改正として、「徴収共助に関する規定の見直し」、「国外財産調書制度の創設」、「過大支払利子税制の導入」が盛り込まれた。

「徴収共助に関する規定の見直し」は、わが国が 2011 年 11 月に税務行政執行共助条約に署名したこと等を踏まえ、条約の国内担保法の整備の一環として行われることになっているものである。

「国外財産調書制度」とは、一定額を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度である。国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れが近年増加傾向にあること等を踏まえ、内国税の適正な課税及び徴収に資するために設けられることになっている。

「過大支払利子税制」とは、所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するための措置である。支払利子を利用した課税ベースの流出リスクに対する近年の主要先進国における対応を踏まえ、導入を目指すものである。

本稿では、これらの制度について概説する。

◇12月の新聞・雑誌記事等

掲載誌名・日付	タイトル等	担当者
産経新聞 朝刊 11面 (2011年12月8日付)	企業不祥事に関する記事にコメント引用	横山 淳
毎日新聞 朝刊 4面 (2011年12月11日付)	2012年度税制改正大綱についてコメント	吉井 一洋
毎日新聞 朝刊 3面 朝日新聞 朝刊 2面 (2011年12月30日付)	消費税率10%と子ども手当見直し等の試算掲載	是枝 俊悟
日経新聞 朝刊 5面 読売新聞 朝刊 2面 (2011年12月31日付)	消費税増税以外の負担増について試算掲載	是枝 俊悟
Financial Adviser (2012年1月号、 2011年12月20日発売)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.10「業績予想開示の見直し」	鳥毛 拓馬

◇12月のTV出演・試算提供等

TV局名・日付	番組名	内容	担当者
NHK (12月17日放送)	「NHKスペシャル『日本新生 ～激論“増税”税から考える 日本のかたち』」	復興増税および消費税率引き上げの 家計への影響について試算提供	是枝 俊悟

◇12月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
12月28日	監査役会と監査・監督委員会～外付型モデルと内蔵型モデル(会社法改正とコーポレート・ガバナンスを巡って)～	横山 淳